

お知らせ



桂川町空き家バンク開始のお知らせ

眠っている「空き家」「空き地」を新たな方々に託してみませんか！

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

■空き家バンクとは？

町内に活用されていない空き家・空き地をお持ちの方で、「どうにかしたい」「売りたい」とお考えの方に物件を登録していただき、町内への定住等を目的として空き家等を「探している」「買いたい」という方とのマッチングを行う仕組みです。

■登録できる空き家等の条件

- (1) 町内に居住や事業をおこなうことを目的として建築された建物で、現在、居住や事業に活用されていない物件（※近く空き家となるものを含む）
- (2) 住居等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となるものは含む）
- (3) 居住や事業への活用が可能な物件（※軽微な修繕により居住等が可能なものは含む）
- (4) 集合住宅（アパート、長屋等）でない戸建の物件
- (5) 売買できる物件
- (6) 売買の際に所有権移転登記が出来る物件

※ その他にも条件があります。

物件登録の流れ

- 1 申込み** 物件の登録をご希望の方は、「桂川町空き家バンク登録申込書」（様式第1号）、「誓約・同意書」（様式第2号）、「桂川町空き家バンク登録カード」（様式第3号）に必要書類を添えてご提出ください。
- 2 調査** 桂川町の担当職員等が物件確認の為、所有者立ち合いのもと現地調査を行い、売買条件等の協議を行います。
- 3 媒介契約** 仲介事業者等と未契約の場合は、空き家バンクに登録のある宅地建物取扱業者等の中から、当該物件の媒介を担当する事業者と媒介契約を結びます。
- 4 登録・通知** お申込みの際にご提出いただいた書類及び物件が要件を満たす場合、「桂川町空き家バンク登録完了通知書」（様式第4号）を通知いたします。
- 5 情報提供** 登録された物件情報をホームページ等で公開いたします。
※所有者の住所、氏名、連絡先等の個人情報は公開されません。
- 6 交渉・契約** 当該物件を担当する媒介業者の仲介により、交渉・契約を行います。

利用申込みの流れ

- 1 交渉申込み** 「桂川町空き家バンク」ホームページ内で興味のある物件を見つけた場合、「桂川町空き家バンク登録物件交渉申込書兼誓約書」を桂川町へ提出。
- 2 交渉・契約** 当該物件を担当する媒介業者の仲介により、交渉・契約を行います。

希望する物件情報等をご提供します！（マッチングサービス）

- 1 情報提供申込み** 桂川町に移住定住するための住居又はその住居を建てるための土地を探しているかたが、希望する物件の内容や条件、及び該当する情報の提供方法等を事前に桂川町空き家バンクに登録することができます。
- 2 情報提供** 空き家バンクに物件登録があった際に、事前に登録された希望する物件ニーズにあう物件情報が、メールなど希望する方法で届きます。